

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.153

No.153 2019.8.5

■ 医師の長時間労働・無給医ホットラインを実施しました！

2019年7月28日（日）10時～16時、日本労働弁護団と全国医師ユニオンの共催で、「医師の長時間労働・無給医ホットライン」を実施しました。

ホットラインには、全国各地の病院から全33件の相談が寄せられました。その相談の内容は、「認定医を取得するために無給でやむなく働いている」「大学院時代から非常勤となった現在までずっと無給で働かされている」「月給21万円だが、同じ額の賃金カットがあり、実質的には無給で働いている」「無給どころか、大学に月6000円払わされている」「365日ずっとオンコール状態だが、手当もほとんどもらえない」「平日の決められた労働時間が8時～22時で、さらに実際は27時～28時ころまで働いている」などというもので、医師の過酷な労働条件の実態が明らかになりました。

■ 長時間労働問題と無給医問題

このホットラインを実施した背景には、医師の長時間労働問題と、賃金をもらえずに働かされる無給医問題があります。

長時間労働については、医師が長時間労働に従事させられているにもかかわらず、今般の労基法改正でも時間外労働の上限規制の例外（5年間の適用猶予）とされ、5年後の上限規制についても、一般則とは別途の規制が厚生労働省において検討されています。その検討状況も、地域医療を担う医師については追加的健康確保措置を実施すれば年の上限が1860時間とされ、しかも1か月あたりの労働時間に制限がかかっていないなど、医師の健康確保の観点か

ら、到底容認できないものです（詳しくは、本年6月10日発出「『医師の働き方改革に関する検討会』報告書に対する意見書」参照。）。

また、無給医問題とは、主に大学病院で、医師が給与をもらえないにもかかわらず、大学でのキャリアを継続するため、通常の医師と同じように、業務に従事させられている問題です。文部科学省の調査によれば、少なくとも2191人が無給医として働かされており、柴山昌彦文科相も「大変遺憾。本来給与を支給すべきものに対して支払っていないという現状は改めるのが当然」とコメントしています。

キャリアを盾にとって無賃金で労働させるなどということとは言語道断です。

■ 医師の労働環境改善を

医師の無給医問題は、無給で働く分、当直等で別途生活費を得なければならず、長時間労働にもつながる問題です。そして、医師の長時間労働は、医師自身の健康を害するだけでなく、長時間労働が当たり前という風潮から、家庭責任を負う労働者の排除につながる重大な人権問題です。東京医科大学の入試差別問題は記憶に新しいところでしょう。

今後、医師の労働時間の上限規制について、議論が進んでいきますが、現在提案されているような規制では、医師の健康が守れないことは明らかです。これからも、医師の労働条件改善のため、労働相談による実態調査も含めた運動を進めていきます。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790